

<p style="text-align: center;"><b>关于调整水空运进出境运输工具、舱单监管 相关事项的公告</b> 海关总署公告 2017 年第 56 号</p> <p>为确保全国通关一体化改革的顺利推进，切实加强海关对水运和空运进出境运输工具及其所载货物、物品的管理，规范数据申报传输，保证数据完整准确，有效实施安全准入和风险控制机制，现就有关事项公告如下：</p> <p>一、相关物流企业应当严格按照《中华人民共和国海关进出境运输工具监管办法》（海关总署令第196号）、《中华人民共和国海关进出境运输工具舱单管理办法》（海关总署令第172号）以及本公告关于进出境运输工具和舱单电子数据申报传输时限、数据项、填制规范的规定，向海关申报传输进出境运输工具和舱单电子数据。</p> <p>已具备统一社会信用代码的企业，经海关备案后使用统一社会信用代码向海关传输进出境运输工具和舱单电子数据。</p> <p>二、进出境航空器地面代理企业应当按照海关总署令第196号、海关总署公告2008年101号有关规定办理海关备案手续，并填写《进出境航空器地面代理企业备案表》（见附件38）。</p> <p>进出境运输工具负责人、服务企业、地面代理企业的相关信息在海关备案后发生变动的，应当在发生变动后10个工作日内，凭《备案变更表》（详见海关总署公告2010年79号附件7）及相关资料，向海关办理相关备案信息变更手续。</p> <p>三、开启水空舱单管理系统传输时限开关，检验舱单电子数据传输入库时间与装船时间（水运）、抵达境内第一目的港（空运）的时间差，是否在海关规定的时限范围内。</p>	<p style="text-align: center;"><b>海運・空輸による出入国運輸手段・積荷目録の 監督管理調整関連事項に関する公告</b> 税関総署公告 2017 年第 56 号</p> <p>全国通関一体化改革のスムーズな推進を保証し、税関の海運および空輸による出入国運輸手段およびその積載貨物・物品に対する管理を適切に強化し、データの申告・報告を規範化し、データの完全性・正確性を保証し、安全な参入およびリスク防止コントロールメカニズムを有効に実施するため、ここに関連事項について以下の通り公告する：</p> <p>一、関連物流企業は、《中華人民共和國税関出入国運輸手段監督管理弁法》（税関総署令第 196 号）・《中華人民共和國税関出入国運輸手段積荷目録監督管理弁法》（税関総署令第 172 号）および本公告の出入国運輸手段および積荷目録の電子データ申告報告期限・データ項目・記入規範に関する規定に厳格に従い、税関に出入国運輸手段および積荷目録の電子データを申告・報告しなければならない。</p> <p>統一社会信用コードをすでに有している企業は、税関への備案を経て統一社会信用コードを使用して税関に出入国運輸手段および積荷目録の電子データを報告する。</p> <p>二、出入国航空機のグランドハンドリング代理企業は、税関総署令第 196 号・税関総署公告 2008 年 101 号の関連規定に基づき税関の備案手続を行い、《出入国航空機グランドハンドリング代理企業備案表》（添付文書 38 参照）を記入しなければならない。</p> <p>税関への備案後、出入国運輸手段の責任者・サービス企業・グランドハンドリング代理企業の関連情報に変更が発生した場合、変更発生後 10 営業日以内に、《備案変更表》（詳細は税関総署公告 2010 年 79 号添付文書 7 参照）および関連資料により、税関に関連備案情報の変更手続を行わなければならない。</p> <p>三、海運・空輸積荷目録管理システム報告期限機能を稼働させ、積荷目録電子データ報告の到着時間と船積時間（海運）・国内第一目的港への到着時間（空輸）とのタイムラグが、税関の規定する期限の範囲内であるか否かを検証する。</p>
--	--

<p>四、《空运运输工具备案数据项》中增加“共享航班号”作为选填项（填制条件和填制规范见附件24及附件36）。</p> <p>五、部分水运、空运舱单数据项传输要求调整如下：</p> <p>（一）《原始舱单数据项》中“装货地代码”、“发货人代码”、“收货人名称”、第61项“国家代码”、“发货人联系号码”、第63项“通讯方式类别代码”调整为“主要数据”的“必填项”，“其他数据”的“—”项；“收货人代码”、第48项“国家代码”、“收货人联系号码”、“收货人具体联系人名称”、“收货人具体联系人联系号码”、“通知人联系号码”、调整为“主要数据”的“条件”项，“其他数据”的“—”项（填制条件和填制规范见附件1、附件35及附件37）。</p> <p>（二）《预配舱单数据项》中“卸货地代码”、“发货人代码”、“发货人联系号码”、“收货人名称”调整为“主要数据”的“必填”项，“其他数据”的“—”项；“收货人代码”、第48项“国家代码”、“收货人联系号码”、第50项“通讯方式类别代码”调整为“主要数据”的“条件”项，“其他数据”的“—”项（填制条件和填制规范见附件2、附件35及附件37）。</p> <p>（三）调整《原始舱单数据项》、《预配舱单数据项》中“收货人代码”、“发货人代码”、“通知人代码”填制要求，“收货人代码”、“发货人代码”均应当填写实际收发货人代码；收货人为“凭指令确定收货人（TO ORDER）”的，必须填写通知人相关数据项（填制条件和填制规范见附件1、附件2、附件35及附件37）。具体填制规则如下：</p> <p>接收发货人、通知人在《企业代码类型汇总表》（详见附件40）中对应的企业代码类型填写，填写格式为“代码缩写+企业代码”。境内实际收发货人、通知人有统一社会信用代码的，应当填写境内实际收货人、</p>	<p>四、《空運運輸手段備案データ項目》に「共同運航便番号」を選択記入項目として追加する（記入条件および記入規範は添付文書 24 および添付文書 36 参照）。</p> <p>五、一部の海運・空輸積荷目録のデータ項目報告要求を以下の通り調整する：</p> <p>（一）《原始積荷目録データ項目》の「積地コード」・「荷送人コード」・「荷受人名称」・第 61 項目の「国家コード」・「荷送人の連絡先」・第 63 項目の「通信方式分類コード」を「主要データ」の「記入必須項目」、「その他データ」の「—」項目に調整する；「荷受人コード」・第 48 項目の「国家コード」・「荷受人の連絡先」・「荷受人の具体的な担当者名称」・「荷受人の具体的な担当者の連絡先」「着荷通知先の連絡先」を「主要データ」の「条件」項目、「その他データ」の「—」項目に変更する（記入条件および記入規範は添付文書 1・添付文書 35 および添付文書 37 参照）。</p> <p>（二）《預配積荷目録データ項目》の「荷揚地コード」・「荷送人コード」・「荷送人の連絡先」・「荷受人名称」を「主要データ」の「記入必須項目」、「その他データ」の「—」項目に調整する；「荷受人コード」・第 48 項目の「国家コード」・「荷受人の連絡先」・第 50 項の「通信方式分類コード」を「主要データ」の「条件」項目、「その他データ」の「—」項目に調整する（記入条件および記入規範は添付文書 2・添付文書 35 および添付文書 37 参照）。</p> <p>（三）《原始積荷目録データ項目》・《預配積荷目録データ項目》の「荷受人コード」・「荷送人コード」・「着荷通知先コード」の記入要求を調整し、「荷受人コード」・「荷送人コード」は、いずれも実際の荷受人/荷送人のコードを記入しなければならない；荷受人が「指図式による荷受人の確定（TO ORDER）」の場合、着荷通知先の関連データ項目を必ず記入しなければならない（記入条件および記入規範は添付文書 1・添付文書 2・添付文書 35 および添付文書 37 参照）。具体的な記入ルールは以下の通りである：</p> <p>荷受人/荷送人・着荷通知先の《企業コード類型一覧表》（詳細は添付文書 40 参照）内の対応する企業コード類型に基づき記入し、記入形式は「コード略称+企業コード」とする。国内の実際の荷受人/荷送人・着荷</p>
---	---

<p>通知人の统一社会信用代码，填写格式为“USCI+代码”；暂无统一社会信用代码的，填写组织机构代码，填写格式为“OC+代码”；所属国家或地区未列在《企业代码类型汇总表》或者无法提供表中列企业代码类型的，应当填写实际收货人、通知人在所在国家或地区的法定企业注册代码，填写格式为“9999+企业代码”；为自然人的，应当填写身份证、护照号或其他有效证件，填写格式分别为“ID+身份证号”、“PASSPORT+护照号”、“8888+身份代码”。</p> <p>（四）在《原始舱单数据项》、《预配舱单数据项》中增加“发货人AEO编码”、“收货人AEO编码”作为选填项（填制条件和填制规范见附件1、2及附件35、37）。</p> <p>六、《原始舱单数据项》、《预配舱单数据项》中“货物简要描述”数据项填报应当完整、准确，提（运）单下各项货物、物品名称应当在“货物简要描述”数据项中逐一填写。海关对“货物简要描述”的内容实施负面清单管理（负面清单见附件39），不符合海关相关要求的，作自动退单处理（填制条件和填制规范见附件1、附件2、附件35及附件37）。</p> <p>七、本公告自2018年6月1日起施行。海关总署公告2010年70号、2013年68号、2014年70号同时废止。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件：公告（2017）56号附件.rar                  海关总署                  2017年11月21日</p>	<p>通知先が統一社会信用コードを有する場合、国内の実際の荷受人・着荷通知先の統一社会信用コードを記入しなければならず、記入形式は「USCI+コード」とする；暫時、統一社会信用コードがない場合、組織機構コードを記入し、記入形式は「OC+コード」とする；所属国家あるいは地区が《企業コード類型一覽表》に列記されていないあるいは表内に列記されている企業コード類型を提供することができない場合、実際の荷受人・着荷通知先の所在国家あるいは地区の法定企業登記コードを記入しなければならず、記入形式は「9999+企業コード」とする；自然人の場合、ID・パスポート番号あるいはその他の有効な証書を記入しなければならず、記入形式はそれぞれ「ID+ ID番号」・「PASSPORT +パスポート番号」・「8888+ IDコード」とする。</p> <p>（四）《原始積荷目録データ項目》・《預配積荷目録データ項目》に「荷送人 AEO コード」・「荷受人 AEO コード」を選択記入項目として追加する（記入条件および記入規範は添付文書 1・2 および添付文書 35・37 参照）。</p> <p>六、《原始積荷目録データ項目》・《預配積荷目録データ項目》の「貨物概要説明」データ項目への記入は、完全・正確でなければならず、積荷証券（運送状）における各貨物・物品の名称は、「貨物概要説明」データ項目上に逐一記入しなければならない。税関は、「貨物概要説明」の内容に対してネガティブリスト管理を実施し（ネガティブリストは添付文書 39 参照）、税関の関連要求に合致していない場合、自動返却処理を行う（記入条件および記入規範は添付文書 1・添付文書 2・添付文書 35 および添付文書 37 参照）。</p> <p>七、本公告は、2018年6月1日より施行する。税関総署公告 2010年70号・2013年68号・2014年70号は、同時に廃止する。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p>添付文書：公告（2017）56号附件.rar                  税関総署                  2017年11月21日</p>
--	--